

# 京阪神スタートアップ アカデミア・コアリション

## アントレプレナー キャンディデート プラットフォーム (ECP-KANSAI) 会則

### 第1章 総則

#### 第1条 (設置)

京阪神スタートアップ アカデミア・コアリションは、第3条の目的達成のため会員制組織（以下「本会」という。）を設置する。

#### 第2条 (名称)

本会の名称は京阪神スタートアップ アカデミア・コアリション アントレプレナー キャンディデート プラットフォーム (略称ECP-KANSAI)とする。

#### 第3条 (目的)

本会は、関西圏の大学発のベンチャーエコシステム構築のために行う活動の一環として、ベンチャー企業の設立・経営を目指す個人及びその支援機関、関西圏の大学が知識と情報の交換を行い、専門能力の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を高めることを目的とする。

### 第2章 会員

#### 第4条 (会員資格)

本会の会員となることができるのは、本会の目的に賛同する個人とする。

#### 第5条 (入会)

入会を希望する者は、本会所定の入会申込書に、氏名、職歴、連絡先等の必要事項を記載し、本会事務局宛に入会を申し込み、本会の承認を得るものとする。

#### 第6条 (会費)

本会の会費はこれを徴収しない。ただし、交流会及びイベント等の会合を開催する際は、出席した会員から実費の全部又は一部を徴収することがある。

#### 第7条 (変更の届出)

会員は、本会に登録した氏名、住所又は連絡先等について変更が生じた場合には、速やかにその旨事務局に連絡を行うものとする。

## 第8条（個人情報）

当社は、会員から本会に対して提供又は登録された会員の個人情報について、本会プライバシーポリシーに従い、適切に取り扱う。

## 第9条（表明の禁止）

会員は、本会則に定めるほか、本会又は京阪神スタートアップ アカデミア・コアリションを構成する機関ならびに事務局と何らの契約関係を有するものではなく、第三者に対し、会員が本会又は京阪神スタートアップ アカデミア・コアリションを構成する機関ならびに事務局と何らかの契約関係にあることを表明してはならない。

## 第10条（退会）

- 1 会員は、本会の事務局に申し出ることにより、いつにても本会を退会することができる。
- 2 当社は、以下のいずれかに該当した会員に対し、本会からの退会を命じることができる。
  - ① 本会則に反する行為を行った会員
  - ② 本会、当社又は他の会員に著しい迷惑をかけた会員
  - ③ 反社会的勢力又はこれに類する団体・個人と関係があると認められた会員
  - ④ 3ヶ月以上、連絡が取れない会員
  - ⑤ 前各号のほか、本会の会員として不相当であると認められる会員

## 第3章 運営・管理

### 第11条（事務局）

本会は、事務局を京都市吉田本町36-1 京都大学吉田キャンパス内 京都大学イノベーションキャピタル株式会社内に置く。事務局は入退会の事務及び会員情報を管理する。

## 第4章 活動

### 第12条（活動内容）

- 1 本会は、本会の会員を対象に以下の活動を適宜実施する。
  - ① 起業につながるテクノロジーシーズの紹介
  - ② 起業家やベンチャーキャピタリストとの交流会の実施

- ③ ピッチイベントの開催とその優先案内
- ④ 関西圏の大学発ベンチャーと会員との交流の実施
- ⑤ その他起業に関する情報の発信

## 第5章 その他

### 第13条（免責）

- 1 本会は、会員への情報提供、相互交流、事業活動全般の援助を行うのみであり、経済的利益を保障するものではない。
- 2 会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が被害を被った場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本会は、会員間の紛争に関して、一切の責任を負わないものとする。

### 第14条（本会からの通知）

本会に関する本会からの通知等は、通知等の時点における登録情報におけるメールアドレス宛てへのメールの送信、本会が運営するウェブサイト上への掲示その他本会が適当と判断する方法によって行うものとする。

### 第15条（会則の変更）

本会は、適宜、本会則を変更することができるものとし、変更した場合には、本会が所定のサイトに掲示したとき、又は会員に第14条所定の方法にて通知したときに、その効力を生じるものとする。

### 付則（2022年3月31日変更）

本会則は、2022年3月31日より施行する。

以上